

秦野市と小田急電鉄株式会社との  
小田急小田原線沿線まちづくりの推進に関する  
連携協定書

## 秦野市と小田急電鉄株式会社との小田急小田原線沿線まちづくり の推進に関する連携協定書

秦野市（以下「甲」という。）と小田急電鉄株式会社（以下「乙」という。）とは、秦野市内において鉄道を軸としたまちづくりを推進することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、小田急小田原線の秦野市内4駅及び駅周辺において、鉄道利用者及び市民の利便性・安全性を高めるとともに、地域の活性化に努め、鉄道を軸とした「快適でゆたかなまちづくり」の実現を目指すことを目的とする。

### （連携事業）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる分野について連携・協力を図るものとする。

- (1) 駅の機能向上及び駅を中心としたまちづくりに関すること。
- (2) 地域の活性化及び地域の魅力発信に関すること。

### （協議等）

第3条 前条各号に掲げる事項の円滑な推進を図るため、甲及び乙は、定期的に協議、情報共有等を行う場を設けるものとする。

### （費用負担）

第4条 甲及び乙は、第2条の連携事業を推進するに当たり、必要な費用負担が発生するときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

### （協定の期間）

第5条 本協定の期間は、協定締結の日から10年間とする。ただし、協定期間満了の3か月前までに甲又は乙から特段の異議がないときは、本協定の期間をその満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も、また同様とする。

### （協議事項）

第6条 本協定に関する疑義又は本協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成29年8月23日

- 甲 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号  
秦野市長 古谷義幸
- 乙 東京都新宿区西新宿一丁目8番3号  
小田急電鉄株式会社  
取締役社長 星野晃司